

平成27年度障害福祉サービス事業者等集団指導
資料集（別冊）

平成28年3月24日（木）・25日（金）

午前の部：午前10時30分～
午後の部：午後2時30分～

於：鯉城ホール

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成28年3月8日(火)

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行について

障害者施策に関しては、平成 18 年に国連において「障害者の権利に関する条約」が採択されるなど、近年、障害者の権利保護に向けた取組が国際的に進展してきたところである。

我が国においても、条約の趣旨を踏まえ、平成 23 年に「障害者基本法」の改正が行われ、同法第 4 条において、基本原則として「差別の禁止」が規定された。

この基本原則を具体化するものとして位置付けられるものが本法であり、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めている。

本法は、教育、医療、福祉、公共交通、雇用など障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる分野を対象にしている。なお、雇用分野についての差別の解消の具体的な措置（本法第 7 条から第 12 条に該当する部分）に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の関係規定に委ねることとされている。

本法は平成 25 年 6 月 19 日の参議院本会議において可決成立し、同年 6 月 26 日に公布された。平成 28 年 4 月 1 日からの施行に向け、平成 27 年 2 月 24 日に政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものとして「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が策定された。

現在、職員の取組のための対応要領・事業者の取組に資する対応方針の策定、障害者差別解消支援地域協議会の在り方に関する検討、共生社会地域フォーラムの開催など周知啓発等の施行準備に取り組んでいるところである。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法(平成25年法律第65号)の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

第1項

障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項

社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項

国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

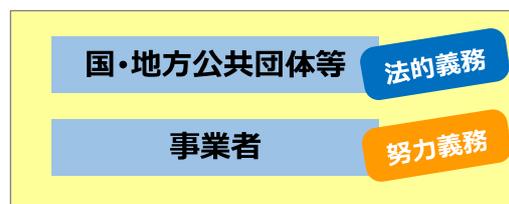
具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止



合理的配慮の提供



具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

●主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

●相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

●障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

●普及・啓発活動の実施

情報収集等

●国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要

第1 差別の解消推進に関する施策の基本的な方向

法制定の背景／基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別の解消措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 事業者 商業その他の事業を行う者
- 対象分野 日常生活及び社会生活全般が対象（雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる）

2 不当な差別的取扱い

障害者に対して、**正当な理由***なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、**障害者の権利利益の侵害を禁止**

※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

3 合理的配慮

行政機関等や事業者が、事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの

（例）段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通／休憩時間の調整 など

第3、4 差別の解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 不当な差別的取扱いの禁止 ⇒ 行政機関等及び事業者において**一律に法的義務**
- 合理的配慮の提供 ⇒ 行政機関等は**法的義務**、事業者は**努力義務**

2 対応要領／対応指針

位置付け、作成手続き、記載事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

対応要領の作成は**努力義務**（国は技術的助言などの支援）

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

事業者からの照会・相談への対応
報告徴収、助言、指導、勧告

第5 その他重要事項

1 環境の整備

合理的配慮を的確に行うためのバリアフリー化等の事前的改善措置

2 相談等の体制整備

既存の組織・機関等の活用・充実

3 啓発活動

行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動

4 地域協議会

差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化

5 施策の推進

国内外の情報の収集・整理、必要に応じて基本方針、対応要領及び対応指針の見直し

（平成 27 年 2 月閣議決定）

障害者差別解消法・基本方針のポイント

1 「障害者」は、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られない

法の対象となる障害者は、いわゆる「社会モデル^(※)」の考え方を踏まえた障害者基本法に規定する「障害者」と同じです。つまり、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が対象となります。したがって、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られません。

※社会モデル

障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方

2 すべての分野の事業者が対象

法の対象となる事業者は、分野を問わず、商業その他の事業を行う者です。(地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人は、事業者となります。)個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は事業者として扱われます。

なお、障害者雇用における差別解消のための措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の定めるところによることとされています。

3 「不当な差別的取扱い」の考え方

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付けない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することは、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

なお、障害者割引の適用や各種手当の給付など、障害者に対する必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いとはなりません。

4 「正当な理由」があると判断した場合

正当な理由となるのは、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。正当な理由に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。正当な理由があると判断した場合は、障害者にその理由を説明するとともに、理解を得るように心がけてください。

5 「合理的配慮」の考え方

個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明^(※)があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供することとされています。行政機関等においては、率先して取り組む主体として法的義務ですが、事業者については、障害者との関係が分野ごとに様々であることから努力義務とされています。

※意思の表明

意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らして、本来の業務に付随するものであること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意してください。

合理的配慮は、障害の特性や求められる場面に応じて異なり、さらに、その内容は技術の進展、

社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。基本方針では、現時点における具体例として、物理的環境への配慮（例：車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す）、意思疎通の配慮（例：筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション）、ルール・慣行の柔軟な変更（例：障害の特性に応じた休憩時間の調整）の3類型に整理しています。

6 「過重な負担」に当たると判断した場合

個々の場面において、下記の考慮要素に照らし、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じた柔軟な対応をお願いします。総合的・客観的な考慮の結果、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するとともに、理解を得るように心がけてください。

（過重な負担の考慮要素）

- ✓事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ✓実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ✓費用・負担の程度
- ✓事務・事業規模
- ✓財政・財務状況

◎内閣府では、合理的配慮等の具体例を収集・整理し、ホームページ上に掲載しています。

➡ 10 ページ 【「合理的配慮サーチ」（合理的配慮等具体例データ集）参照】

対応要領・対応指針のポイント

1 対応要領とは

行政機関等は、その職員が、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応するために、基本方針に即して、具体例を盛り込んだ「対応要領」を作成することとされています。（地方公共団体等は努力義務。）対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められています。（地方公共団体が作成する際には、これらに準じることが望ましいとされています。）

各行政機関等に共通して見られる記載事項は、次のとおりです。

第1条 目的

第2条 不当な差別的取扱いの禁止

第3条 合理的配慮の提供

第4条 監督者の責務

第5条 懲戒処分等

第6条 相談体制の整備

第7条 研修・啓発

〔別紙〕対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

第2 正当な理由の判断の視点

第3 不当な差別的取扱いの具体例

第4 合理的配慮の基本的な考え方

第5 過重な負担の基本的な考え方

第6 合理的配慮の具体例

※別紙に記載されている具体例は、あくまでも例示であり、記載されているものだけに限られないことに留意してください。

2 対応指針とは

事業を所管する各主務大臣は、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的な配慮の提供」（事業者は努力義務）について、事業者が適切に対応・判断できるようにするため、基本方針に即して、具体例を盛り込んだ「対応指針」を作成することとされています。作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められています。

各主務大臣の対応指針に共通して見られる記載事項は、次のとおりです。

第一 趣旨

1 法の制定の経緯

2 法の基本的な考え方

3 対応指針の位置付け

第二 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い〔基本的な考え方、正当な理由の判断の視点 等〕

2 合理的配慮〔基本的な考え方、過重な負担の基本的な考え方 等〕

第三 事業者における相談体制の整備

第四 事業者における研修・啓発

第五 主務大臣の事業分野に係る相談窓口

〔別紙〕不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

3 構成・内容に特色のある対応指針

【文部科学省】

- ◆ 別紙に、「学校教育分野」、「スポーツ・文化芸術分野」における留意点を記載

【厚生労働省】

- ◆ 「福祉事業者」、「医療関係事業者」、「衛生事業者」、「社会保険労務士の業務を行う事業者」向けの4つの対応指針を作成
- ◆ 障害種別ごとの主な特性・対応、障害特性に応じた対応の具体例を記載
- ◆ 参考ページに、「身体障害者補助犬法」などの関係法令・施策を紹介

【国土交通省】

- ◆ 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例について、所管する9つの事業分野（「不動産業」「設計等業」「鉄道事業」「一般乗合旅客自動車運送業」「一般乗用旅客自動車運送業」「対外旅客定期航路事業」「国内旅客船業」「航空運送業」「旅行業」）ごとに作成
- ◆ 合理的配慮の具体例について、過重な負担の程度との関係から、「積極的に提供を行うべき」、「提供することが望ましい」の2つに分類して記載

◎ 関係府省庁の対応要領・対応指針は、こちらの内閣府HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioyoryo.html>

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

4 主務大臣の権限行使

事業者においては、各主務大臣が作成する対応指針を参考にして、それぞれが自主的に障害者差別の解消に向けて取り組むことが期待されています。しかしながら、例えば、ある事業者が法に違反する取扱いを繰り返していることが明白であり、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣が特に必要があると認めるときは、報告徴収、助言、指導、勧告をすることができることとされています。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針について十分な情報提供を行い、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うこととされています。

不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例

× 不当な差別的取扱いの例

○ 合理的配慮の例

行政機関など ▶ (各省庁等)

※これらの具体例の多くは、各対応指針の具体例にも共通して見られます。

- × 窓口対応を拒否する、順番を遅くする、書面や資料を渡さない
- × 説明会などへの出席を拒む、必要のない付き添い者の同行など、過剰に条件を求める
- 駐車スペースを施設近くにする（来庁者数に応じて施設に近い一般車両区画も障害者用とする）
- 段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）
- 高いところにある資料を取って渡す、資料を押さえて見やすいように補助する
- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する
- 会場の座席など、障害者の特性に応じた位置取りにする
- 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける
- 筆談、読み上げ、手話などを用いる
- 案内の際、歩く速度を障害者に合わせる
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする
- ホームページなど外部情報の発信の際、動画に字幕（文字情報）、テキストデータを付す

学校など ▶ (文部科学省ほか)

- × 学校への入学出願の受理、受験、入学、事業等の受講、研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加の拒否、正当な理由のない条件を付加する
- × 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり評価に差をつける
- 聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす
- 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する
- 意思疎通のために絵や写真カード、ICT 機器（タブレット端末等）等を活用する
- 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する

病院・福祉施設など ▶ (厚生労働省 (医療従事者/福祉事業者) ほか)

- × 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける
- × 仮利用期間を設けたり、他の利用者の同意を求めるなど、他の利用者と異なる手順を課す
- 施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする
- 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する
- 障害者に配慮したナースコールの設置を行う
- 障害の特性に応じた休憩時間調整など、ルール、慣行を柔軟に変更する

交通 (鉄道・バス・タクシー・飛行機など) ▶ (国土交通省)

- × 身体障害者補助犬の帯同を理由に乗車を拒否する
- × 障害があることのみをもって、乗車を拒否する
- 券売機の利用が難しい場合、操作を手伝ったり、窓口で対応したりする (鉄道)
- 停留所名表示器などの設置のほか、肉声による音声案内をこまめに行う (バス)
- 車いす等の大きな荷物のトランクへの収納の手助けを行う (タクシー)
- 障害のある利用者が化粧室に行く際に、移動を手伝う (飛行機)
- 障害の特性を理解した上で、適切な接遇・介助を行えるよう教育・研修を行う

住まい ▶ (国土交通省 (宅地建物取引業者))

- × 「障害者不可」「障害者お断り」と表示・広告する
- × 障害者向け物件は扱っていないと門前払いする
- × 障害者の希望に対し、必要な調整を行うことなく仲介を断る
- × 障害を理由とした誓約書の提出を求める
- 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手を添えて案内する
- 障害者の求めに応じてバリアフリー物件等があるかを確認する
- 物件案内時に携帯スロープを用意したり、車いすを押して案内する

銀行など ▶ (金融庁ほか)

- 自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する
- 「筆談対応いたします」などのプレートや、主な手続きを絵文字等で示したコミュニケーション・ボードを用意する
- ATM 操作が困難な顧客に声かけし、適切な対応をとる
- 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する

小売店など ▶ (経済産業省ほか)

- 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する
- 障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す
- 注文や問合せ等に際し、インターネット画面への入力によるものだけでなく電話等でも対応できるようにする
- 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等を書く、絵カードを活用する等して示すようにする
- お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す
- 商品宅配時において具体的要望があった際に、品物を家の中の指定されたところまで運ぶ

飲食店など ▶ (厚生労働省 (衛生事業者) ほか)

- × 身体障害者補助犬の同伴を拒否する
- × 保護者、介助者の同伴を条件とする
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く (手書き文字) など、コミュニケーションにおいて工夫する
- メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする

「合理的配慮サーチ」 (合理的配慮等具体例データ集) について

障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。(事業者は努力義務。)

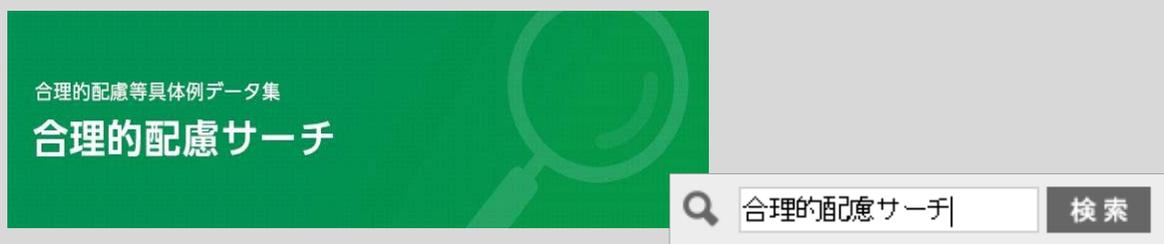
具体的に、どのような場合が「不当な差別的取扱い」に当たるのかは、具体的場面・状況に応じて異なります。また、「合理的配慮」として何をすればよいのかは、障害の特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性の高いものです。

このため、内閣府では、具体例を収集・整理し、国民の皆様にご活用いただくための「合理的配慮等具体例データ集『合理的配慮サーチ』」を立ち上げました。利用者のニーズに応じた情報提供ができるよう、検索機能のほか、障害種別ごと、生活の場面ごとに具体例を一覧できる仕組みを構築しています。

合理的配慮の概念は、未だ社会に定着しているとは言えず、現時点で掲載できる具体例は少数にとどまります。「建設的対話」を通じた「合理的配慮」の取組を、広く社会で共有し、浸透させることが重要です。今後、法の施行とも相まって、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていく予定です。

◎合理的配慮サーチは、こちらの内閣府HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>



合理的配慮等具体例データ集
合理的配慮サーチ

合理的配慮サーチ 検索

障害者差別解消支援地域協議会

1 障害者差別解消支援地域協議会の意義

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要です。

地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたりますが、障害者差別に関する相談等を行う際、最初から権限のある機関を適切に選んで相談することは容易ではありません。また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない場合があります。

このため、地域の様々な関係機関が、お互いに「顔の見える」関係を築き、それぞれの機能や取組を知り、地域における相談事例を共有することなどを通じて、障害者差別を解消するための取組を主体的に行うネットワークとして、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができることとされています。

2 設置の手引きを活用し、各地で地域協議会を

現在、内閣府では「モデル事業」を実施し、複数の地方公共団体において地域協議会の立上げに先行的に取り組んでいただいているほか、地域協議会に期待される役割などについて有識者に御意見をいただくための「在り方検討会」を開催しています。

今般、これまでの議論等を踏まえ、地方公共団体の担当者の方々に実際に地域協議会を設置していただくための参考資料として、「地域協議会設置の手引き」を作成しました。添付資料として、モデル的に先行して取り組む地方公共団体の事例集も掲載していますので、こちらをご参照ください。

この手引きを活用して、より多くの地方公共団体において地域協議会が組織されることを期待しています。

〔地域協議会設置の手引き〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kyogikai_manual.pdf

〔地域協議会の在り方検討会について〕

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律案について

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）	1
◆地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設	2
◆就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設	3
◆重度訪問介護の訪問先の拡大	4
◆高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用	5
◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設	6
◆保育所等訪問支援の支援対象の拡大	7
◆医療的ケアを要する障害児に対する支援	8
◆障害児のサービス提供体制の計画的な構築	9
◆補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）	10
◆障害福祉サービス等の情報公表制度の創設	11
◆自治体による調査事務・審査事務の効率化	12

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

1

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

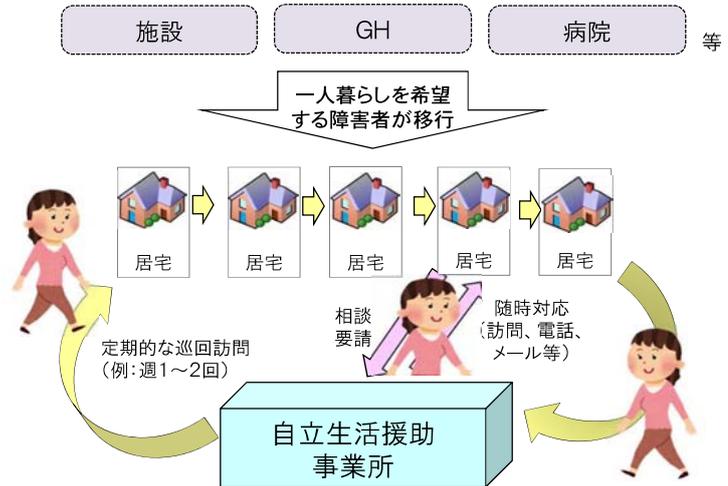
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが行われているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



2

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

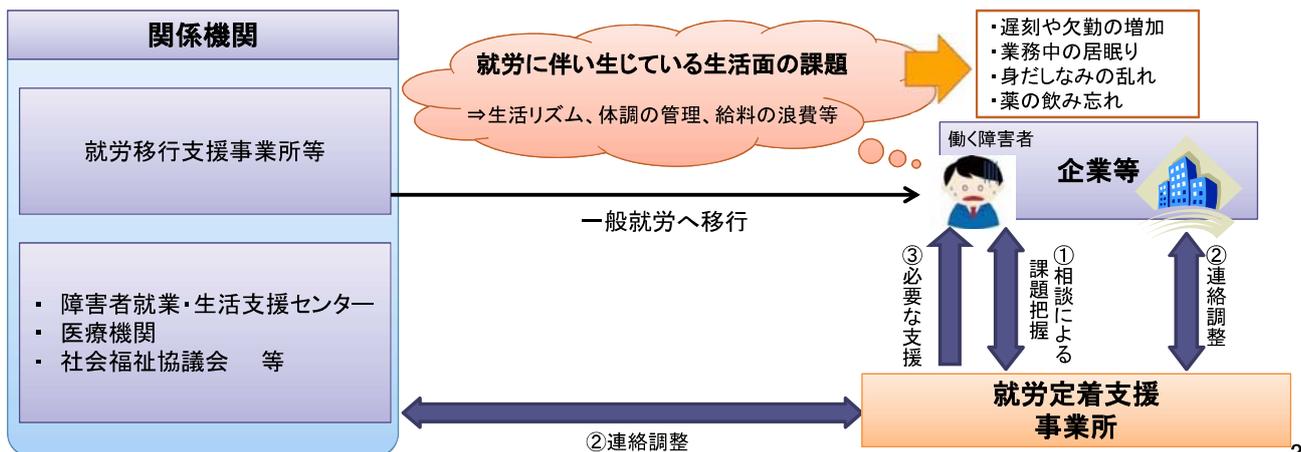
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



3

重度訪問介護の訪問先の拡大

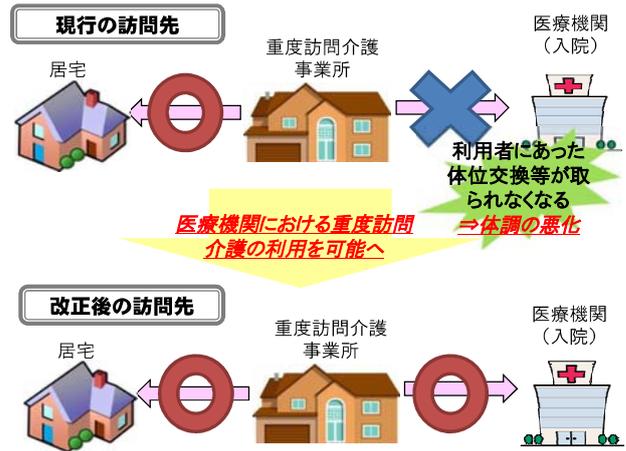
- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
 - ※障害支援区分6の者を対象とする予定
 - ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



4

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

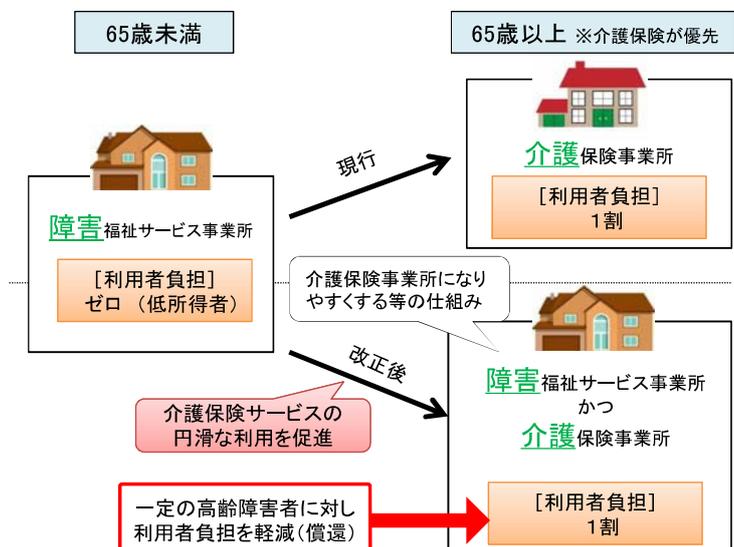
具体的内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
 - ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
 - ・ 一定程度以上の障害支援区分
 - ・ 低所得者
- (具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



5

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

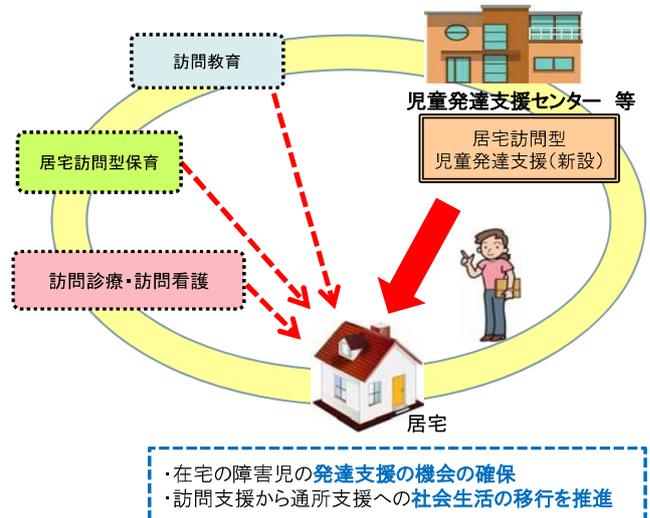
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
【具体的な支援内容の例】
・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



6

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

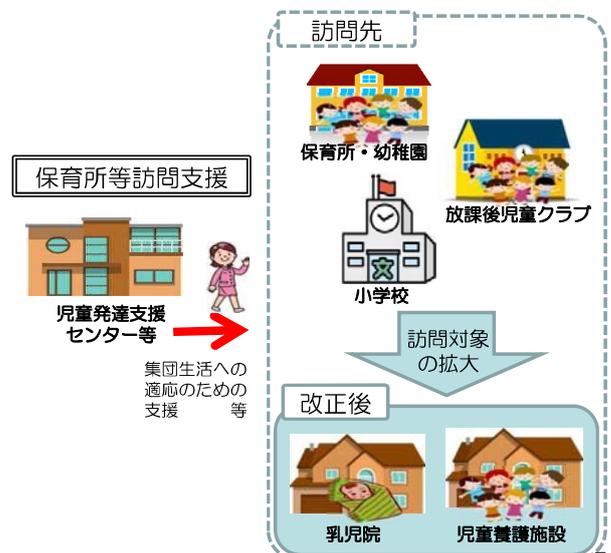
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。（乳児院：28.2%、児童養護施設：28.5%／平成24年度）
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加
※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
・保育所、幼稚園、小学校 等
・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの（例：放課後児童クラブ）

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
①障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

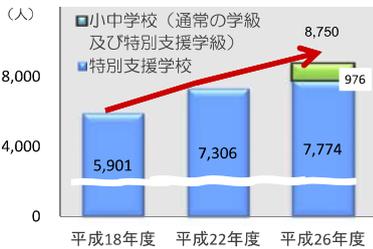


7

医療的ケアを要する障害児に対する支援

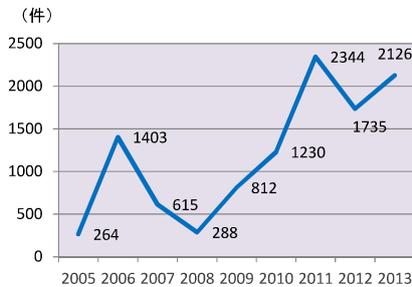
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。
※ 施策例：都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」（※小中学校は平成24年度から調査）

◆ 在宅人工呼吸指導管理料算定件数（0～19歳）の推移



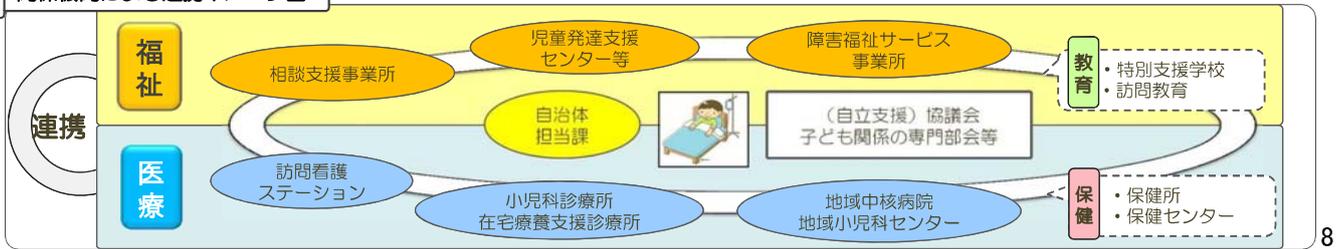
出典：社会医療診療行為別調査

◆ 育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員（医師、看護師、MSW等）	692	77.4
訪問看護事業所等の職員（看護師等）	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員（保健師等）	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない・分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報値（N=797（複数回答））

関係機関による連携イメージ図



障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害児福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

（市町村障害児福祉計画）

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（都道府県障害児福祉計画）

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

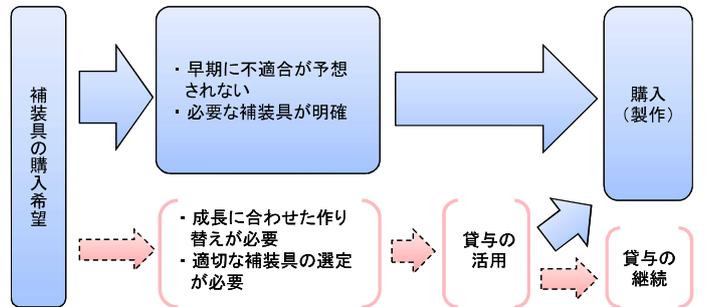
- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

具体的内容

貸与が適切と考えられる場合（例）

- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

- ※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。
- ※ 身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



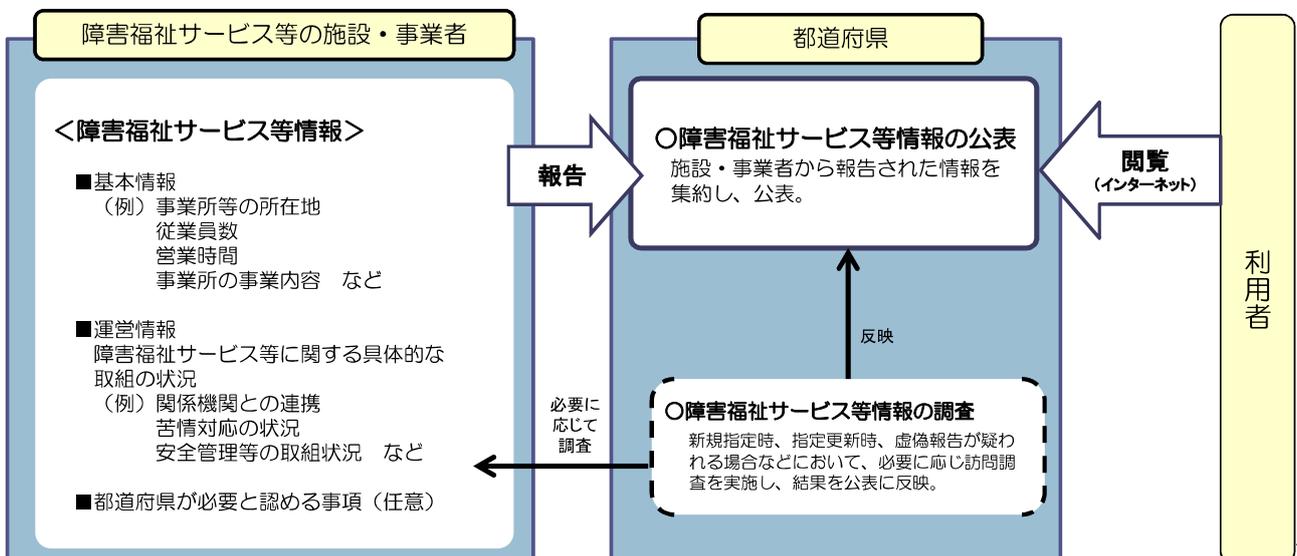
<貸与の活用があり得る種目(例)>



10

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとするとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。
※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



11

自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

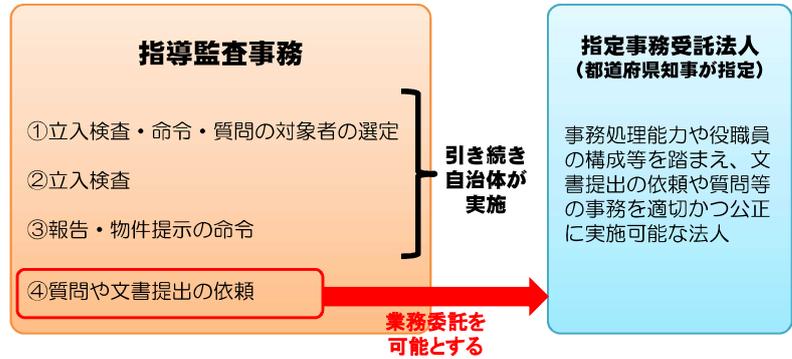
※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人

- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

①調査事務の効率化

- 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。

※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。



②審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。

※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

障害福祉サービス等に係る給付費の審査について（法改正関係）

1. 背景

- 障害福祉サービス等は、障害者自立支援法の施行(H18.4)から10年が経過。事業として定着するとともに、規模が大きく拡大。
 - ・ 給付費額 H20年度：8,348億円 → H26年度：1兆9,967億円
 - ・ 利用者数 H19.11：51.8万人 → H27.3：136.5万人
 - ・ 請求事業所数 H19.11：37,415ヶ所 → H27.3：90,311ヶ所
- 社会保障審議会障害者部会の報告書（平成27年12月14日）において、「国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」と提言。

2. 現状

- 現在、自治体から国保連に対し、障害福祉サービス等の「支払」が委託されている。支払事務を円滑に行うため、国保連が一括して請求受付し、自治体審査にまわすまでの間に、都道府県や市町村から預かっている事業所や受給者の情報と突合し、疑義のあるものは「警告」、誤っているものは「エラー」とし、自治体に提供されている。

【警告事例】（H26年度：106万件）

- ・ 正常か誤りを含んでいるか判断できない請求（サービス提供実績記録票の記載誤り等）。
- ・ 国保連から市町村に「警告一覧表」を報告。市町村は請求明細書を審査し、請求内容どおり支払いを行うかどうかを判定。

【エラー事例】（H26年度：32万件）

- ・ 誤りを含んでいると判断できる請求（加算対象でない障害福祉サービスに加算等）。
- ・ 国保連から市町村に「エラー一覧表」を報告。エラーが解消されない場合、事業者に請求明細書を返戻。

3. 改正法案について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、今国会に提出した障害者総合支援法と児童福祉法の改正法案において、自治体が国保連に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定を盛り込んだところ。（平成30年4月施行）
- 国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。
- 詳細の取扱いについては、今後検討を進めていく。

7 訪問系サービスについて

(1) 平成 28 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業等について

① 平成 28 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 28 年度予算案における本事業については、実績等を踏まえ 10.5 億円計上することとしており、また、補助要件については平成 27 年度と同様で実施することを予定している。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等について、周知徹底を図るなど円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

② 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。）に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について」（平成 27 年 5 月 15 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示ししているところであり、各市町村におかれては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分 6	66,730 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位)
介護保険対象者	33,370 単位 (参考: 重度訪問介護は 14,140 単位)

(参考: 重度障害者等包括支援利用者は 84,070 単位)

なお、国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定していた等、本制度に対する理解が十分でないことから、国庫負担基準の算定を誤った市町村も散見されたため、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成 27 年 6 月 5 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）【関連資料 1】において、国庫負担基準

の考え方や算定方法等についてお示ししているところであり、各市町村においては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適正な算出に努めていただきたい。

(2) 人員配置基準等について

① 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成 30 年 3 月 31 日までの間、経過措置を設けているので、経過措置期間中に経過措置の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講に努めていただきたい。

なお、行動援護従業者における行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の受講状況等に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力いただきたい。

<行動援護におけるヘルパーの要件>

- 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 1 年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 2 年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

<行動援護におけるサービス提供責任者の要件>

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 3 年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあっては、直接業務に 5 年以上従事した経験を有することでも足りるものとする。

② 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成 30 年 3 月 31 日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」（平成 26 年 10 月 1

日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこと、経過措置期間中の経過措置の対象となっている者(以下「経過措置対象者」という。)の状況を定期的に報告いただくとともに、経過措置対象者が多い都道府県においては、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定し、活用する等、経過措置期間中における経過措置対象者の積極的な解消に努めていただきたい。

なお、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況を把握するため、「同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について」(平成27年9月29日付事務連絡)において調査を実施したところであり、平成27年10月1日の状況は以下のとおりである。【関連資料2】

1. 従業者の資格及び従業者数

全従業者のうち 22.7%が経過措置対象者であった。

- | | |
|--|-----------------------|
| ① 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。) | 34,313人(48.1%) |
| ② 居宅介護職員初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 | 17,948人(25.2%) |
| ③ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 | 2,835人(4.0%) |
| ④ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 | 37人(0.1%) |
| ⑤ <u>平成27年10月1日時点において、実務経験が1年に満たない経過措置対象者であって、研修未受講者</u> | <u>16,180人(22.7%)</u> |
| ⑥ 合計(①～⑤) | 71,313人(100.0%) |

2. サービス提供責任者の資格及び従業者数

全サービス提供責任者のうち 46.5%が経過措置対象者であった。

- | | |
|---|----------------------|
| ① 同行援護従業者養成研修応用課程修了者 | 9,996人(53.4%) |
| ② 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 | 14人(0.1%) |
| ③ <u>平成30年3月31日までの経過措置者(研修未受講者)</u> | <u>7,751人(41.4%)</u> |
| ④ <u>平成30年3月31日までの経過措置者(平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者)</u> | <u>950人(5.1%)</u> |
| ⑤ 合計(①～④) | 18,711人(100.0%) |

3. 同行援護従業者養成研修の実施状況

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）	
ア 実施回数	789 回
イ 定員数	17,708 人
ウ 応募者数	8,292 人
② 同行援護従業者養成研修（応用課程）	
ア 実施回数	489 回
イ 定員数	10,469 人
ウ 応募者数	4,437 人

また、平成 28 年度についても、平成 27 年度と同様に、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況について調査を行う予定としているので、各都道府県等におかれては、経過措置対象者の人数や県内における指定事業者が実施する研修を含む同行援護従業者養成研修の実施状況等の把握に努めていただきたい。

③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の 1 つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」については、「暫定的な要件（※）」とされているとともに、介護保険における訪問介護では、平成 27 年度より報酬上 30% 減算の取扱いとしているところであり、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点から、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるようお願いしたい。

なお、サービス提供責任者の「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」の要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、各事業所における本要件により配置されているサービス提供責任者の状況については、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（居宅介護）」において調査を実施したところであるが、現在、調査結果を集計している状況であることから、まとめ次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願いたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 通知）

イ 訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の 1 つであるいわゆる 3 級ヘルパーについては、介護保険における訪問介護では平成 21 年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる 3 級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。しかしながら、ヘルパーの資質向上を図るためにも、居宅介護職員初任者研修の受講を促進していただくようお願いしたい。

なお、いわゆる 3 級ヘルパーの要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、各事業所における 3 級ヘルパーの配置状況については、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（居宅介護）」において調査を実施したところであるが、現在、調査結果を集計している状況であることから、まとめ次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願いたい。

（3）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）については、平成 27 年度予算執行調査等において、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」との指摘や、社会保障審議会障害者部会において、「実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘を受けたところである。

上記指摘を踏まえ、市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめたので、御留意の上、居宅介護（家事援助）の適切な運用を図っていただきたい。

なお、上記留意事項については、平成 27 年度中に通知を発出することとしているので、ご承知おき願いたい。

ア 市町村における留意事項

- 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分 1 又は 2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1 回あたり概ね 1 時間以上）利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。

- ・ 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行うこと。
- イ 相談支援事業所における留意事項について
 - ・ サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）の利用を希望する場合は、居宅介護（家事援助）によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。
 - ・ モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。
- ウ 居宅介護事業所における留意事項について

サービス担当者会議等において、例えば、長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

② 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

- ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

③ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成 27 年 2 月 18 日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

④ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

ア 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。

イ 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

ウ これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

エ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声も寄せられているところで

ある。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

⑤ 居宅介護における通院等介助について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

⑥ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。